

広島市長  
松井一實様

安芸地区医師会 会長 白川敏夫  
安佐医師会 会長 辻勝三  
広島市医師会 会長 山本匡

松井一實広島市長におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、医師会の会務諸事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、未だ収束が見通せない中、広島市においても過去最大の感染者数となり、医療現場においては、市民の生命と安全を守るため日々奮闘を続けておりますが、安全を確保するための医療物資の不足や医療従事者自らが感染することへの危険性など様々な危機に直面しております。

また、昨年8月の広島市での大雨による被害も記憶に新しい中、東北・北陸地方など日本各地で豪雨による甚大な被害がもたらされており、今後においても、大規模災害はいつ発生するか予測できないことから、災害医療対策の一層の強化が求められています。

さらには、医師不足や医師の高齢化といった環境の中での救急医療体制の維持、看護師養成事業の安定的な運営など、早急に対処しなければならない喫緊の課題が山積しております。

広島市域の三医師会としましては、それらの解決に向け共通の認識をもつてともに行動することを確認しておりますが、その実現には地域、分野などの領域を超えた広島市のご支援が不可欠です。

つきましては、ここに合同で要望を致しますので、広島市におかれましては、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

広島市議会議長

佐々木 壽吉 様

安芸地区医師会 会長 白川 敏夫

安佐医師会 会長 辻 勝三

広島市医師会 会長 山本 匡

佐々木 壽吉広島市議会議長におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、医師会の会務諸事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、未だ収束が見通せない中、広島市においても過去最大の感染者数となり、医療現場においては、市民の生命と安全を守るため日々奮闘を続けておりますが、安全を確保するための医療物資の不足や医療従事者自らが感染することへの危険性など様々な危機に直面しております。

また、昨年8月の広島市での大雨による被害も記憶に新しい中、東北・北陸地方など日本各地で豪雨による甚大な被害がもたらされており、今後においても、大規模災害はいつ発生するか予測できないことから、災害医療対策の一層の強化が求められています。

さらには、医師不足や医師の高齢化といった環境の中での救急医療体制の維持、看護師養成事業の安定的な運営など、早急に対処しなければならない喫緊の課題が山積しております。

広島市域の三医師会としましては、それらの解決に向け共通の認識をもつてともに行動することを確認しておりますが、その実現には地域、分野などの領域を超えた広島市のご支援が不可欠です。

つきましては、ここに合同で要望を致しますので、広島市におかれましては、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和5年度 主要事業に関する要望書

## 1 災害医療救護体制の構築

- (1) 災害医療救護体制の構築
- (2) 災害時における広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力率の向上への支援

## 2 広島市救急医療体制の拡充への支援

- (1) 広島市救急医療体制の構築
  - ①病院群輪番制の加算制度の効果検証及び新興感染症感染拡大時の一般救急の受け入れ先確保
  - ②医師の働き方改革推進時における病院群輪番制の体制維持について
  - ③休診日急患診療医（在宅当番医）制の体制維持のための委託料増額
- (2) 年未年始定点救急医療事業への財政的支援

## 3 子どもの健全な育ちを保障するための医療制度について

- (1) こども医療費補助制度の見直し等について
- (2) 小児在宅医療体制の整備について
- (3) 小児精神科の診療体制整備
- (4) 成育基本法に係る協議会の設立について
- (5) 保育料・副食費の無償化について

## 4 医師会立看護学校への支援

看護師養成に対する総合的な支援

## 5 新医師会館整備についての協議

## 1 災害医療救護体制の構築

### (1) 災害医療救護体制の構築

広島市地域防災計画では、災害時において傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療を実施するとされており、この医療救護活動を実施する医療救護班には、市域医師会が編成する医療救護班が含まれています。医療救護活動を円滑に行うためには、被災状況や医療ニーズの把握が必要不可欠であり、災害発生時から関係機関との情報共有が重要であることは言うまでもありません。

こうしたなか、広島市連合地区地域保健対策協議会では、令和元年度以降、広島県から「EMISによる情報連携強化研修・訓練事業」を受託しており、構成団体である市域医師会及び各区医師会において広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作研修や机上訓練等を行っており、各医師会で所属医療機関の被災状況の把握・集約を速やかに行う体制を整えているところです。

一方で、救護所等における医療ニーズについては、貴市の医療救護対策本部と連携して情報共有することになりますが、災害発生時から医療救護班の派遣・撤収までの間に相互の必要とする情報を的確に共有できる体制が整っているとは言い難いのが現状です。

つきましては、必要な情報共有の手順や医療救護班等の派遣の流れをはじめとして、南海トラフ地震などの未曾有の災害への対応について、実際の災害時を想定した訓練を実施していただきますとともに、その成果を計画に反映するなどして、災害医療への対応強化に努めていただきますよう要望します。

また、市域医師会が主催する訓練への協力や各医師会が策定する災害医療救護計画等の見直しに対する行政機関との連携への助言などについて、支援を行っていただきますよう併せてお願いいたします。

### (2) 災害時における広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力率の向上への支援

災害発生時に被災地の医療機関稼働状況などの情報収集、提供のための EMIS 入力は必須ですが、2018 年 7 月豪雨災害時の広島圏域における EMIS 入力率は、15%と低値でした。

対面方式の EMIS 研修会の継続実施とともにオンライン EMIS 研修、医師会事務局、災害拠点病院等による EMIS 代行入力など EMIS 入力向上について、広島市を中心に検討し、地域保健対策協議会等の場を活用し実施していただくようお願いいたします。

## 2 広島市救急医療体制の拡充への支援

### (1) 広島市救急医療体制の構築

#### ①病院群輪番制の加算制度の効果検証及び新興感染症感染拡大時の一般救急の受け入れ先確保

病院群輪番制の応需率加算制度は、令和 2 年度から積極的に救急搬送患者を受け入れる医療機関の評価として、それまでの加算制度に変わる仕組みとして導入されたところです。この加算制度については、令和 3 年 12 月 15 日に開催された広島地区病院群輪番制病院運営協議会・連絡会議合同会において、応需率が制度導入時の基準と比較して 2.2 ポイント上回り一定の効果が示されたことを報告いただいたところですが、さらなる応需率向上に向けて、より効果的かつ効率的な体制の構築を検討していただくよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、輪番病院の多くはコロナ感染者を受

け入れる医療機関となることから、一般の救急患者の受入れ制限により救急医療体制が不安定な状況となりました。併せて、輪番病院にクラスターが発生した場合には、輪番を一定期間休止することとなり、代替りの病院の確保が困難になる事態も起きています。

今後、感染症法の分類の変更も想定される中で、その時々的情勢を踏まえた一般救急の受け皿を確保する体制を構築するなど、病院群輪番制の安定稼働のための措置を機動的に講じていただき、広島市の救急医療体制の安定した運営を図っていただきますよう要望します。

## ②医師の働き方改革推進時における病院群輪番制の体制維持について

医師の働き方改革では、令和6年4月の時間外労働の上限規制適用に向けて、各医療機関で計画的に労働時間短縮に取り組むこととされており、病院群輪番制においても、従来の頻度を継続することは困難である旨の相談等が寄せられているところです。例えば、宿日直許可が得られない医療機関では、時間外労働の上限を考慮して夜間の救急患者の受け入れを制限せざるを得なくなる可能性があります。また、大学等から当直医師の派遣を受けている医療機関においては、必要な医師数を確保できず当直体制の維持が困難となることが予想されます。このようなことから、医師の働き方改革、特に時間外労働の上限規制は輪番制の維持存続に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

こうした中で、医療機関によっては、医師数の減少や無床診療所への転換等の事由から、当番頻度減少の申し出や撤退される等の状況もあり、体制を維持していくためには、早急に関この問題に取り組んでいただく必要があります。

また、今後は、広島県地域保健対策協議会 保健医療基本問題検討委員会において、令和4年3月に提言として取りまとめられた「高度医療・人材育成拠点ビジョン」の中で提案されている1,000床程度の新たな基幹病院を整備する構想なども踏まえつつ、広島市の救急医療体制のあり方について早急に議論を深めていく必要があります。

つきましては、各医療機関の状況やこの構想による影響を把握すると共に、働き方改革や「高度医療・人材育成拠点ビジョン」を踏まえた体制の整備を構築いただきますよう要望します。

## ③休診日急患診療医（在宅当番医）制の体制維持のための委託料増額

貴市からの委託事業である休診日急患診療医（在宅当番医）制について、広島市医師会では、救急医療体制維持のために多くの医療機関の協力のもとに実施しています。この制度は、休日の急患を受け入れる性質上、受診者の多くが新規患者であり、かかりつけ患者の診療とは異なる緊張感を伴うとともに、現在では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、感染対策を行いながら安全に医療を提供できる体制を整え、市民の生命と健康を守ることを使命として対応してきたところです。

一方で、受診患者数は、新型コロナウイルス感染症の影響がほとんどなかった令和元年度では59,557名であったのに対して、過去2年間の実績は、令和2年度は33,383名、令和3年度は37,294名と6割程度となっており、受診患者減少による経営面への影響がある中で、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染対策や医療機関内で感染が起きた際に一定期間休診となるリスクを背負いながら、これまでと同額の委託料で体制を維持している状況です。

つきましては、委託当初の情勢とは異なる現状を踏まえて、今後も休診日急患診療医（在宅当番医）制を維持していくためにも、1当番あたりの委託料を増額いただきますよう要望します。

## (2) 年末年始定点救急医療事業への財政的支援

年末年始定点救急医療事業は、年末年始で休診する医療機関が多い時に市民が安心して医療機関を受診できるように、例年、在宅協力医、在宅当番医同様に広島市からの委託により実施される事業です。

過去2年間において、令和2年度は舟入市民病院が新型コロナウイルス感染症の入院診療を中心に行うため内科外来を中止したことに伴い、貴市からの要請で総合病院及び在宅協力医に協力を募ることで体制を整備し、令和3年度は、従前どおりの定点救急医療を実施する体制で対応されたところです。その期間各協力病院は、新型コロナウイルス感染症の感染状況や診療への影響が予測できない中、不測の事態に備えて、感染予防対策や人員増加に多くの資金を充てて本事業を行いました。患者の受診控え等のため予測した受診者数が得られず、結果的には膨大な赤字を計上した民間協力病院もありました。

コロナ禍の先行きが見通せない現状では、今後も同等の対策を講じて本事業を継続することが想定されるため、経済的援助を強く希望します。

## 3 子どもの健全な育ちを保障するための医療制度について

### (1) こども医療費補助制度の見直し等について

令和4年1月の制度見直しは一步前進ですが、未だ公平性確保という名目で子ども達への不平等が存在しています。本来、経済的公平性の確保は、医療補助制度の所得制限や一部負担金等でなく税制で考慮すべき問題です。子どもの権利条約第2条にも、子どもの権利は親の財産などで差別されるべきではないと明記されています。子どもの健康を地域社会全体で守るという観点からも、所得制限の撤廃を含む更なる改善を要望します。

### (2) 小児在宅医療体制の整備について

昨年から教育委員会主体の医療的ケア運営委員会のメンバーに医師会が加えられ、新入学の医療的ケア児の学校でのケア態勢について議論できたことは前進と評価できますが、福祉関係や保護者の参加もなく、構成員が不十分であり改善の余地があると思われます。

令和3年に可決された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、医療的ケア児と家族に対する支援が行政の責務とされています。広島市の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画によると医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置が令和元年度に設置済みとなっていますが、この「重症心身障害児者地域生活支援協議会」は重症心身障害者についての協議が主であり、それ以外の医療的ケア児の支援についてどのように協議・支援されているのかが不明です。

法律で規定されている行政の責務を果たすため、行政、医療従事者、相談支援専門員、訪問看護師、保護者等で構成される就学前を含む医療的ケア児に対する協議の場としての会議体を広島市主体で作っていただき、全ての医療的ケア児を地域で安心して育む体制整備を早急に行っていただきますよう要望します。

### (3) 小児精神科の診療体制整備

新型コロナウイルス感染症の流行により、ますます子どものメンタルヘルスに注目が集まっています。広島市要保護児童対策地域協議会の報告によると、令和2年度の児童相談所への児童虐待相談・通告件数は2158件であり、虐待を受けた児童は小学生が最多(36.5%)で、虐待種別では面前DVを含む心理的虐待が最多(52.6%)となっており、件数は少ないが性的虐待

は前年の2倍となっています。また、広島市いじめ問題対策連絡協議会の統計では、令和2年度の不登校児童・生徒は過去最多の2162人となっており、新型コロナウイルス感染症による環境変化が子ども達へのストレスとなり、心の問題を抱える子どもの増加につながったと考えられます。

このような子どものメンタルヘルスケアは家族へも大きな負担となります。対応の遅れが不登校や犯罪の誘因にもなる中、小児精神科専門医は少なく診療予約に半年以上必要となる現状もあり、経過が長期化する症例も多く小児精神科から一般精神科への連携システムの構築が必要であることから、早急な小児精神科の診療体制整備を要望します。

また、これらの心の問題を抱えた子ども達を支援するため、精神科医・小児科医・産婦人科医や行政、福祉担当者等を交えた会議体を設置していただきますよう要望します。

#### (4) 成育基本法に係る協議会の設立について

成育基本法は、成育過程にあるもの及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に令和元年12月に施行されました。また、国は子どもを中心とした子育てを実現するため省庁間の垣根をなくし、子どもを取り巻く問題の早期解決のためのこども家庭庁の創設を決定しました。

広島市においては、主に「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」がその推進の役割を担うため各区保健センターに整備され運営されています。しかし、市域医師会で把握している同センターの活動状況は、問題を抱える家庭の情報さえ共有されず、産科・小児科・精神科等の各医療機関との連携が必ずしもとれているとは言い難い状況です。関係機関間の連携体制が確立できていないと、それぞれの機関で実施している支援が分断されてしまいます。成育基本法の施策である妊娠期から新生児期、小児期を経て大人になるまで、切れ目ない支援を推進するため、現在、それらの検討を行っている「広島市子ども・子育て会議」の活動を検証した上で、子どもを中心に、途切れることなく、地域で子育てするための施策を行うべく職域を越えて行政、福祉、医療関係、企業等の子育て関連団体からなる協議会を広島市として設置していただくことを要望します。この協議会が、実効性を持って運営されることにより、広島市が第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念「すべての子どもの現在と将来を社会全体で支える、子どもと子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」につながるものと考えます。

#### (5) 保育料・副食費の無償化について

本来、子育ては喜びや生きがいをもたらすものであるはずが、現実には保護者にとって、子どもの成長や子育てを巡る状況は厳しく、負担や不安、孤立感が高まっており、少子化に歯止めがかかりません。こども家庭庁が創設されますが、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進の実像は明確ではありません。

現在、広島市でも3歳未満児の保育料は高額で、所得割合算額397,000円以上では62,400円にもなっています。子育ては所得にかかわらず大変な時期です。市民の皆様にご支援をいただいていると感じられるよう保育料・副食費を所得にかかわらず無償にさせていただきようお願いします。

医療現場の看護師からも「保育料が高すぎる。看護師不足に拍車をかけている。一時休職しても前年の所得で保育料が決まり、何のために働いているのか分からない」などの声も聞かれます。

#### 4 医師会立看護学校への支援

##### 看護師養成に対する総合的な支援

急速に高齢化が進み、今後ますます在宅医療の需要が高まると予想される中、地域包括ケアシステムの円滑な運用のためには、地域で活躍する看護師の確保が要になります。医療の高度化や複雑化に加えて、繰り返される新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、看護の重要性と看護師確保の必要性は誰もが認めるところです。一見すると広島県内には看護専門学校のほか看護系の大学もあり養成課程は充実しているように見受けられますが、大学新卒の県内就職率は5～6割程度であり、専門学校の卒業生の9割程度と比較すると低く、更に大学も定員割れの状況があることから、決して広島県の看護師確保が十分であるとは言い切れない状況です。これは広島市域においても同様です。

こうした中で医師会立の看護専門学校は、地域で活躍する看護師を養成することを責務と位置づけ、近年の入学者の減少等の諸問題を抱えながらも、養成を継続しています。

広島市医師会看護専門学校も安佐准看護学院も、収支状況や施設の老朽化などを踏まえ、今後の学校のあり方を結論づけるべき時がきております。もはや一刻の猶予もありません。

広島市長におかれましては、広島市域の看護師を計画的に養成し確保していくことについて、是非とも医師会とともに、継続的に且つ具体的にご検討くださいますようお願いいたします。

#### 5 新医師会館整備についての協議

会館の整備は喫緊の課題であり、広島市医師会が描く「健康の杜」構想に基づいた新医師会館の整備に向け早急に検討する必要がある事については以前より申し上げている通りです。貴市からは昨年度、放影研の移転先決定後は、庁内関係部局と連携して、新会館の整備に、可能な限り支援を行いたい旨の回答を頂き大変感謝しております。令和4年6月30日開催の放影研評議員会にて放影研の広大霞キャンパスへの移転が正式に決定されました。今後は、これまでに提案した「健康の杜」構想をより具体的に検討していきたいと思っておりますので、引き続き、協議・調整にご協力をお願いいたします。